

けんぽQ & A Series 26

**Q 4歳になる子供が弱視により眼鏡を購入することになりました。
購入金額が52,500円（含、消費税）だった場合、実際の療養費の支給はいくらですか？**

A まず、小児用の治療用眼鏡・コンタクトレンズについてご説明します。

小児における弱視、斜視及び先天白内障術後の屈折矯正の治療に必要なため、医師の指示のもと作成した眼鏡及びコンタクトレンズが療養費の支給対象となります。

なお、支給の対象となるのは9歳未満に限られます。

※ 近視や乱視などの視力矯正のための眼鏡・コンタクトレンズや、斜視の矯正等に用いるアイパッチ及びフレネル膜プリズムについては、支給の対象なりません。

購入基準に定められた装具の価格の100分の104.8に相当する額を基準として算定します。（消費税が改正のため：平成26年4月より）

※ 平成26年3月31日以前の施術分については100分の103となります。

小児の治療用眼鏡・コンタクトレンズの療養費請求は、初回請求が5歳未満の場合は、次回請求までの装着期間が1年以上あることが必要となります。また、初回請求が5歳以上の場合は、次回請求までの装着期間が2年以上あることが必要となりますのでご注意ください。

治療用眼鏡・コンタクトレンズの支給金額にはそれぞれ上限が伴います。

眼鏡の場合：36,700円×1.048=38,461円

コンタクトレンズの場合：15,400円×1.048=16,139円

眼鏡の上限金額が、36,700円×1.048=38,461円となり、4歳で就学前の負担となっていますので、38,461円の8割が支給金額となります。（実際支払った金額が上限金額を超えた場合）

38,461円×0.8=30,768円が支給されます。

52,500円×0.8=30,768円=11,232円と2割部分である52,500円×0.2=10,500円の合計21,732円は、自己負担となります。